

平成30年度教育委員会定例会会議録

日時	平成30年4月25日(水)
	午後3時33分～午後4時48分
場所	大崎町中央公民館第1会議室
出席者	
藤井 教育長	川添 管理課長
溝口 委員	今吉 社会教育課長
林 委員	西高 管理課長補佐
福島 委員	
二見 委員	

議決事項

件名	提案理由	審議の状況	裁決の次第
議案第1号	大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について	特記事項なし	決定

会議要旨

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 委員の報告

委員

・別紙のとおり

## 委員

### ・菱田小入学式 4.6

男子9名、女子6名の15名の新1年生でした。菱田小は、元気な子どもたちでした。また、式辞が校長先生にまるかぶりでしたので非常に困りました。

### ・大崎中入学式 4.6

小学校に続き昼からの入学式で、さすがに中学校はしっかりした入学式でした。在校生の祝いの言葉がとても素晴らしいでした。

### ・転入教職員宣誓式・歓迎会 4.13

20名の転入職員に3名の新規採用で厳粛な式が出来ていました。また、歓迎会も盛り上がり大変よかったです。

### ・中沖小PTA歓迎会 4.14

6名の新しい先生と2名が再雇用と計8名の歓迎会でした。新規で男性の先生が入りましたが、男子の先生は3名しかいませんので、中沖小学校は華やかな感じでした。

### ・さわやかゴルフ杯 4.20

当日はとても良い天気で、多くの参加者で盛り上がり、また懇親会も大変盛り上がりしました。

## 委員

報告なし

## 委員

### ・中沖小学校、大崎中学校入学式 4.6

小学校は、式辞がとてもソフトで和やか中、11人の新入生を迎える入学式がとてもいい雰囲気が進みました。とにかくおりこうさんで、可愛らしく、今後学校訪問等でこの1年生と合えるのがとても楽しみになりました。

昼からは、大崎中学校の入学式に参加しましたが、ついこの間まで小学生だった子ども達が、制服を着るとお兄さん・お姉さんに見えて、こちらもまた学校訪問等で会うのがとても楽しみになりました。

## 4 教育長行政報告

### 1 3月議会最終本会議 3.23 (金)

### 2 大丸保育園卒園式 3.24 (土)

### 3 元議長阿野さん葬儀 3.25 (日)

### 4 野方・大丸・菱田・中沖小挨拶来訪 3.26 (月)

### 5 分館長会 3.27 (火)

課長会

大崎中挨拶来訪

### 6 大崎・持留小挨拶来訪 3.28 (水)

教育事務所・曾於市教委来訪

### 7 志布志市教委来訪 3.29 (木)

### 8 退任式 3.30 (金)

### 9 持留桜・さくら祭り 4.1 (日)

・芝桜が綺麗に咲いていました。予算が無いと言われていましたが、良く

続いていると思われました。

- 10 朝礼 4.2 (月)  
辞令交付
- 11 志布志市教育委員会来訪 4.3 (火)  
教育事務所来訪
- 12 曾於市教育委員会来訪 4.4(水)  
教育委員会歓送迎会
- 13 スポーツ交流実行委員会 4.5 (木)
- 14 交通指導 (大崎小学校) 4.6 (金)  
野方小・大崎中学校入学式出席  
青少年海外派遣事業実行委員会
- 15 九州ビーチサーキット大会・懇親会 4.7 (土)  
・寒くて風が強い日でしたが、16 チームが頑張っていました。
- 16 交通指導 (大崎中学校) 4.9 (月)  
第1回校長研修会 (町長講話)  
・例年通り町長より大崎町の行政について講話をいただきました。
- 17 交通指導 (菱田小学校) 4.10 (火)  
学校開放運営委員会  
家庭教育学級説明会
- 18 交通指導 (大丸小学校) 4.11 (水)  
学校予算説明会  
学校事務支援実施協議会
- 19 交通指導 (野方小学校) 4.12 (木)  
所長町内学校訪問 (大崎・大丸・菱田・中沖小)
- 20 交通指導 (持留小学校) 4.13 (金)  
転入教職員宣誓式・歓迎会
- 21 QBL 開幕戦 4.15(日)
- 22 県教育行政説明会 4.16 (月)
- 23 交通指導 (中沖小学校) 4.18 (水)
- 24 地区防犯協会理事会・交流会 4.20 (金)
- 25 さわやか杯ゴルフ 4.21 (土)
- 26 文化協会総会 4.23 (月)  
スポーツ推進委員会
- 27 公民分館長会 4.24 (火)
- 28 第1回町教頭研修会 4.25 (水)  
教育委員会定例会  
社会教育課歓送迎会

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 3 項の規定に基づき、大崎町立学校校医等を下記のとおり委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

1 職及び氏名

医 師	江 藤 賢 治	大崎小学校，持留小学校
医 師	坂 元 寛 志	大崎小学校，大丸小学校
医 師	牧 瀬 洋 一	菱田小学校，中沖小学校
医 師	春別府 稔 仁	野方小学校，大崎中学校
歯科医師	上 床 義 人	菱田小学校，大崎中学校
歯科医師	新 堂 陽 一	大崎小学校，大丸小学校，大崎中学校
歯科医師	迫 田 裕 二	中沖小学校，持留小学校
歯科医師	赤 田 典 子	大崎小学校，野方小学校，大崎中学校
眼科医	松 清 貴 幸	小学校・中学校全校
薬剤師	松 下 広 美	持留小学校，大崎中学校
薬剤師	原 田 清 量	菱田小学校
薬剤師	橋 本 一 行	中沖小学校
薬剤師	井 元 奈 央	大崎小学校
薬剤師	横 山 貴 久	大丸小学校
薬剤師	福司山 武 之	野方小学校

2. 委嘱年月日 平成 30 年 4 月 1 日

3. 提案理由 任期満了による選任

4. その他 医師会会長 春別府 稔仁 歯科医師会代表 迫田裕二

学校保健安全法（抜粋）

（学校医，学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条 学校には学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には，学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師は，それぞれ医師，歯科医師又は薬剤師のうちから任命し，又は委嘱する。

4 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師は，学校における保健管理に関する専門的事項に関し，技術及び指導に従事する。

報告第 2 号 大崎町スクールソーシャルワーカーの委嘱について

課長

大崎町スクールソーシャルワーカーに下記の者を委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 21 条第 3 項の規定により報告する。

1 氏 名 スクールソーシャルワーカー 児 玉 正 治

- 2 拠 点 校 大崎中学校  
3 任 期 平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日まで  
4 提 案 理 由 任期満了による選任

報告第 3 号 大崎町奨学生選考委員会委員の委嘱について  
課長

大崎町奨学金貸与条例(昭和 33 年大崎町条例第 8 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、大崎町奨学生選考委員会委員に下記の者を委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

- 1 委員職・氏名 大崎中学校長 安 藤 晋 哉  
大崎町議会議長 小 野 光 夫  
民生委員児童委員協議会会長 神 田 博 臣  
副 町 長 千 歳 史 郎  
保健福祉課長 中 村 富 士 夫  
2 任 期 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで  
3 提案理由 任期満了による選任

大崎町奨学金貸与条例(昭和 33 年 大崎町条例第 8 号)抜粋  
(奨学生選考委員会)

第 8 条 奨学生を選考するため、教育委員会に奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は 9 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 校長  
(2) 副町長並びに保健福祉課長  
(3) 町議会議長  
(4) 町民生委員児童委員協議会会長  
(5) 学識経験者

(委員の任期)

第 9 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

報告第 4 号 大崎町青少年・一般海外派遣事業実行委員会委員の委嘱について

課長

大崎町青少年・一般海外派遣事業実行委員会委員に下記の者を委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

1. 職及び氏名

副町長 千 歳 史 郎

教育長職務代理者 溝 口 信 男  
社会教育課長 今 吉 孝 志

2. 任 期

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3. 提案理由

任期満了による選任

報告第 5 号 大崎町学校開放運営協議会委員及び学校開放管理指導員の委  
嘱について

課長

大崎町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 項の規定に基づき、大崎町学校開放運営協議会委員及び学校開放管理指導員を下記のとおり委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

1. 職及び氏名

○運営協議会委員兼管理指導員

大崎小学校	校 長	竹 下 健一郎
菱田小学校	校 長	山 鹿 真 人
大丸小学校	校 長	牧 口 廣 久
中沖小学校	校 長	松 田 恵 子

2. 委嘱年月日 平成 30 年 4 月 1 日

3. 提案理由 人事異動に伴う選任

大崎町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（抜粋）

（運営協議会）

**第 3 条** 教育委員会は、施設の開放を円滑に行うため、学校開放運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設けるものとする。

2 運営協議会は、施設の開放について、教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営協議会の委員は、30 人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

（1） 校長及び教頭

（2） この事業に協力する有志の教職員

4 運営協議会の会長は、委員の互選とする。

（管理指導員）

**第 4 条** 開放学校ごとに学校開放管理指導員（以下「管理指導員」という。）を置く。

2 管理指導員は、各学校 2 人以上を教育委員会が委嘱する。

- 3 管理指導員は，教育長の監督のもとに，施設の開放に伴う利用者の危険防止，施設の管理，その他指導に当たる。

報告第 6号 大崎町文化財保護審議会委員の委嘱について  
課長

大崎町文化財保護審議会委員に下記の者を委嘱したので，大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

1. 氏名

古 田 由 香 大崎町野方 7351 番地 6

2. 任 期

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3. 提案理由

任期満了による選任

報告第 7号 大崎町スポーツ推進委員の委嘱について  
課長

大崎町スポーツ推進委員規則第 4 条の規定に基づき，大崎町スポーツ推進員に下記の者を委嘱したので，大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

1. 氏 名

牧 本 眞 一  
田 代 浩  
神 野 道 弘  
園 田 優 子  
竹 井 さゆり  
児 玉 貴 洋  
山 下 千 春  
中 山 竜 司  
山 下 理 香  
神 崎 大 輔  
鷺 東 勇 人

2. 任 期

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

3. 提案理由

任期満了による選任

## 大崎町スポーツ推進委員規則

(任期)

- 第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の理由があるときは、任期中であつても委員の委嘱を解くことができる。
- 3 委員は再任を妨げない。

## 報告第 8 号 就学させる学校の指定の変更について

課長

学校教育法施行令第8条の規定に基づき、就学させる学校の指定の変更申請があり、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

### 学校教育法施行令 (抜粋)

**第8条** 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

### 第5条 1項 省略

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において同じ。)が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

### 大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則 (抜粋)

(専決)

- 第19条** 教育委員会は、第8条において特に規定するものを除き、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決処理させる。
- (5) 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促等に関すること。
- 3 教育長は前2項の規定によって処理した事務のうち、必要と認めるものについては、次の会議に報告しなければならない。

教育長

報告のとおりである。

全委員

異議なし。



6 議 事

議案第 1 号 大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について  
課長

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和40年大崎町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第23条の表社会教育課の項係の欄中「文化財係」を「国体推進係」に改める。

第25条に次の 1 号を加える。

(17) 国民体育大会かごしま大会に関すること。

改正案		現行	
(課及び係等)		(課及び係等)	
第23条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表右欄に掲げる係を置く。		第23条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表右欄に掲げる係を置く。	
課	係	課	係
(略)		(略)	
社 会 教 育 課	生涯学習係 生涯スポーツ係 図書 係 文化公民館係 <u>国体推進係</u>	社 会 教 育 課	生涯学習係 生涯スポーツ係 図書 係 文化公民館係 <u>文化財係</u>
(社会教育課の分掌事務)		(社会教育課の分掌事務)	
第25条 社会教育課においては、次に掲げる事務をつかさどる。		第25条 社会教育課においては、次に掲げる事務をつかさどる。	
(1)～(16) (略)		(1)～(16) (略)	
<u>(17) 国民体育大会かごしま大会に関すること。</u>			

7 委員から提出された動議の討論等

教育長

- ・フッ化物先口について説明。町内の児童生徒は、虫歯が多いです。

委員

- ・保護者の要望が多いのであれば実施したほうが良い。

8 その他

委員

- ・鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会幹事会の報告

課長

- ・その他の資料説明

9 翌月の行事等

課長

5月 8日（火） 曾於地区教育振興会理事会・総会（14時～大崎町中央公民館）

5月18日（金） 第1回町コミュニティ・スクール合同運営委員会・研修会  
（17時30分～19時30分）

5月16日（水） 大崎町体育協会総会（18時～）

5月21日（月） 鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会定期総会（鹿児島市）  
（10時30分～14時30分）

5月23日（水） 菱田小学校学校訪問（10時～13時）

5月23日（水） 定例教育委員会 13時30分

5月27日（日） 大丸小学校運動会

5月30日（水） 持留小学校学校訪問（10時～13時）

野方小学校学校訪問（13時30分～16時）

10 閉 会

会議録署名人

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員